平成26年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等について(速報)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における、平成26年度決算に基づき算定された県内市町村の健全化判断比率等については、以下のとおり。

- 1 健全化判断比率(全24市町村)の概要
 - ●全ての市町村において、各比率とも早期健全化基準を下回っている。
- (1) 実質赤字比率
 - ・全ての市町村において実質赤字額なし。
- (2) 連結実質赤字比率
 - ・全ての市町村において連結実質赤字額なし。
- (3) 実質公債費比率
 - ・全ての市町村で、早期健全化基準(25%)を下回っている。
 - ・また、地方債発行に許可が必要となる基準 (18%) についても、全ての市町村で下回っている。
- (4) 将来負担比率
 - ・全ての市町村で、早期健全化基準(350%)を下回っている。
- 2 資金不足比率(市町村が経営する公営企業会計91会計)の概要
 - ●市町村等が経営<u>する全ての公営企業会計において、資金不足額はない。</u>

平成26年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等(速報)について

平成27年9月30日現在

(単位:%)

				(単位:%)
健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	 将来負担比率
徳島市	- (-)	- (-)	6.8 (6.9)	69. 0 (77. 2)
鳴門市	- (-)	- (-)	15. 6 (15. 5)	115. 3 (121. 4)
小松島市	- (-)	- (-)	13.6 (15.0)	84. 4 (95. 4)
阿南市	- (-)	- (-)	7. 0 (7. 9)	- (-)
吉野川市	- (-)	- (-)	10.9 (11.7)	52. 7 (69. 7)
阿波市	- (-)	- (-)	6.4 (7.6)	- (-)
美馬市	- (-)	- (-)	8. 2 (8. 6)	57. 7 (60. 5)
三好市	- (-)	- (-)	8. 7 (10. 3)	- (2.3)
勝浦町	- (-)	- (-)	7. 4 (8. 6)	- (-)
上勝町	- (-)	- (-)	4.6 (5.0)	- (-)
佐那河内村	- (-)	- (-)	9.9 (11.9)	- (-)
石井町	- (-)	- (-)	7.4 (7.9)	- (-)
神山町	- (-)	- (-)	3.5 (4.0)	- (-)
那賀町	- (-)	- (-)	7. 4 (9. 3)	- (-)
牟岐町	- (-)	- (-)	6. 4 (6. 1)	77. 6 (71. 7)
美波町	- (-)	- (-)	6. 1 (6. 6)	- (-)
海陽町	- (-)	- (-)	3.4 (4.8)	- (-)
松茂町	- (-)	- (-)	1.5 (2.4)	- (-)
北島町	- (-)	- (-)	2.8 (3.5)	- (-)
藍住町	- (-)	- (-)	5. 9 (7. 1)	– (0.4)
板野町	- (-)	- (-)	11.9 (12.4)	- (-)
上板町	- (-)	- (-)	8.0 (9.7)	- (-)
つるぎ町	- (-)	- (-)	9.0 (9.7)	19.9 (30.0)
東みよし町	- (-)	- (-)	9.0 (10.7)	- (-)
市平均			9.7 (10.4)	47. 4 (53. 3)
町村平均			6. 5 (7. 5)	6. 1 (6. 4)
市町村平均(単純)			7. 6 (8. 5)	19. 9 (22. 0)
市町村平均(加重)			8.0 (8.7)	8. 5 (13. 8)

備考

- 1 各指標において、比率がない場合は「一」と記入している。
- 2 各指標の()内の数値は、昨年度の比率である。
- 3 市平均、町村平均は、単純平均を用いている。

【参考】「健全化判断比率等」について

1 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

一般会計等の実質赤字額 実質赤字比率= 一般会計等の実質赤字額 標準財政規模

※標準財政規模・・・地方公共団体の一般財源(地方税、地方譲与税、普通交付税等)の 標準規模

2 連結実質赤字比率・・・全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模 に対する比率

連結実質赤字比率= 連結実質赤字額 標準財政規模

3 実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に 対する比率

(地方債の元利償還金+準元利償還金)

実質公債費比率

- (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

(3力年平均)

標準財政規模一(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

※準元利償還金とは、

- ・一般会計等から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたもの
- 一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てたもの
- 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
- ・一時借入金の利子 等の合計額
- 4 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

将来負担額一(充当可能基金額+特定財源見込額

+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率=

標準財政規模ー(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

※将来負担額とは、

- 一般会計等の地方債現在高
- 債務負担行為に基づく支出予定額
- ・公営事業(企業)会計に係る地方債の償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ・組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額
- ・退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 等の合計額
- 5 資金不足比率・・・公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

資金の不足額 資金不足比率= 事業の規模

※事業の規模

法適用 =営業収益の額ー受託工事収益の額

法非適用=営業収益に相当する収入の額ー受託工事収益に相当する収入の額

* 指定管理者制度(利用料金制)の公営企業の場合、営業収益額にかかる特例あり